

平成 17 年 N84

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程

制定理由

本学における危機管理体制を整備するため、危機管理委員会の設置等について必要な事項を定めるものである。

承認経過

平成 17 年 10 月 5 日 役員会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程を次のように制定する。

平成17年10月6日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成17年規程第29号

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における危機管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機管理 災害，事故，犯罪，人権侵害，伝染病，業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策，復旧策等をいう。
- (2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。
- (3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター及び各附属学校をいう。

第2章 危機管理委員会

(設置)

第3条 本学に、国立大学法人東京学芸大学危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第4条 委員会は、関係委員会及び各部局（以下「関係委員会等」という。）との密接な連携のもとに、本学の危機管理に関する総合的な体制を整備することを目的とする。

(審議事項)

第 5 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合的な危機管理体制の整備に関する事項
- (2) 危機管理を必要とする諸問題に関する事項
- (3) 全学的な防災訓練等の実施に関する事項
- (4) 関係委員会等との連絡調整に関する事項
- (5) その他危機管理に関し必要な事項

(指示，指導等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるきは、関係委員会等に対し、危機管理に関する事項について、指示，指導等必要な措置を行うことができる。

(組織)

第 7 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事
- (2) 学系長
- (3) 附属図書館長
- (4) 大学院連合学校教育学研究科長
- (5) 附属学校運営参事
- (6) 事務局長
- (7) 部長
- (8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

(任期)

第 8 条 前条第 8 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 9 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、理事（総務等担当）をもって充て、副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 10 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第 11 条 委員会は、特定事項について検討を行うため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、委員会が定める。

(学長の出席)

第 1 2 条 学長は、委員会に出席し、危機管理に関し、必要な指導・助言を行う。

(委員以外の者の出席)

第 1 3 条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第 3 章 関係委員会等の責務等

(報告)

第 1 4 条 関係委員会等の長は、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる事項を、委員会に速やかに報告するものとする。

- (1) 委員会から指示、指導等を受けた場合 その処理に関する事項
- (2) 危機管理に関する訓練、行事等を実施する場合 その計画に関する事項
- (3) 危機管理を必要とする事案が発生又は予想される場合 その内容に関する事項
- (4) 危機管理に係る事項に関し、官公署の監査等を受けた場合 監査等の結果及びその対応に関する事項
- (5) その他危機管理に関し、委員会に報告することが必要と認められる場合 その内容に関する事項

(委員会の対応)

第 1 5 条 委員会は、前条の報告を受け必要があると認めるときは、第 6 条の規定に基づき、当該関係委員会等に対し、必要な措置を行うものとする。

第 4 章 補則

(庶務)

第 1 6 条 危機管理及び委員会に関する庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課が処理する。

(その他)

第 1 7 条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、学長が定め、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 10 月 6 日から施行し、平成 17 年 4 月 20 日から適用する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第 7 条第 8 号の委員の任期は、第 8 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。